

## 第2回協議会終了後、追加で挙がった意見(参考資料)

No.	ページ数	該当項目	委員意見	修正の有無・修正内容
1	73	10人権に関する用語説明 「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」	「署名している。」とあるが、他の条約の用語説明では、「批准した。」と記載していることが多いと思われる。あえて「署名している。」旨記載した理由(例えば、国連で採択された年の翌年には署名している旨記載したい等)があれば別だが、特段理由がないのであれば、表記を「批准した。」で統一した方が良いのではないか。	該当部分を修正した。 「平成19(2007)年に署名している。」を「平成26(2014)年に批准した。」に記載変更した。
2	73	10人権に関する用語説明 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」	「障害者」とあるが、「障がい者」でなくて良いのか。	該当部分を修正した。 「障害者」を「障がいのある人」に記載変更した。
3	74	10人権に関する用語説明 「人権擁護委員」	人権擁護委員の用語説明であるのに、最後が「人権擁護機関」の説明で終わっている点、読んでいて少し違和感を覚えた。3行目後半からの「人権擁護委員は各市町村の・・・」の文章を最後に持ってきた方がしつくりぐるよう思う。	該当部分を修正した。ご意見のとおり文 章を入れ替え、前後の文章の繋がりを踏 まえ、次のとおり修正した。 ↓赤字が修正部分 「国民の基本的人権を守るために、国の 機関として、法務省人権擁護局とその下 部組織である法務局、地方法務局及び その支局、それに法務大臣が委嘱する人 権擁護委員が置かれている。これらをまと めて法務省の人権擁護機関と呼び、人 権に関する相談に応じたり、国民一人ひ とりが人権に関する理解を深めることが できるよう、様々な啓発活動をしている。 人権擁護委員は各市町村の地域住民の 中にあって人権擁護活動を行う。」
4	74	10人権に関する用語説明 「スクールカウンセラー」	2行目の「専門的な知識や経験」の前に、専門分野について触れた方が分かりやすいと思う(例えば、「児童・生徒の心理に関して専門的な知識や経験」とする等)。	該当部分を修正した。 「専門的な知識や経験」の前に「児童・生徒の 心理に関して」の記載を追記した。 ※なお、スクールカウンセラーの記載につい ては、子ども教育相談センターに確認を依頼し、赤字部分のとおり微修正を行っている。
5	75	10人権に関する用語説明 「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」	「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいざれか」という文章が読みにくく感じた。 「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において男女のいざれか・・・」と、読点を変えた方が多少読みやすくなるのではないか(定義の正確性が損なわれるのであれば、このままの標記で構わないと思うが。)。	該当部分を修正した。 ご意見のとおり読点の位置を修正した。